

# 高松市仏生山小学校 P T A 規 約

## 第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は高松市立仏生山小学校 P T A という。

第 2 条 この会は事務所を高松市立仏生山小学校内に置く。

## 第 2 章 目的および活動

第 3 条 この会は会員が一体となって児童の健全な育成をはかるとともに会員相互の研修と親睦につとめることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 心身ともに健全な児童の育成につとめる。
- (2) 学校の教育環境の整備に協力する。
- (3) 学校、家庭、地域社会の連絡を密にし、児童の安全を守り生活指導につとめる。
- (4) 会員の学習の場を設定し会員相互の教養を高めるとともに親睦をはかる。
- (5) その他この会の目的達成に必要なもの。

## 第 3 章 方 針

第 5 条 この会は児童の幸福と健全な育成を目的とする民主団体であって次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党や宗教にかたよらない。
- (2) この会あるいはこの会の役員名で公私の選挙に立候補をし又は候補者の推薦をしてはならない。
- (3) 学校の人事その他管理について干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 6 条 この会は次の者が会員となる。

- (1) 仏生山小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
- (2) 仏生山小学校に勤務する教職員。

## 第 5 章 役 員

第 7 条 この会の役員を置く。

会長 1 名 副会長 5 名 監事 3 名 理事 若干名  
庶務 若干名 会計 3 名

- 第8条 この会の役員は次の方法で選出する。
- (1) 会長、副会長、監事は会員の中から選考委員会で選考し、総会で承認を得る。
  - (2) 各部は部長1名、副部長2名を選出し部長は理事となる。
  - (3) 庶務、会計は会長が委嘱する。但し庶務1名、会計1名は教師とする。

第9条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第10条 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し会務を総理し、総会・理事会を招集し会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事はこの会の経理を監査し総会において報告する。
- (4) 理事は理事会を構成し、第17条の事項を審議する。
- (5) 庶務はこの会の庶務およびすべての議事の記録に当たる。
- (6) 会計はこの会の会計事務を処理する。

第12条 本会には顧問を置くことができる。

## 第6章 会 議

第13条 この会は次の会議をもつ。

総会 理事会 その他(服装委員会)

第14条 総会は定期総会および臨時総会とし会員の1/3以上の出席をもって成立する。

但し、委任状を認める。また、総会の開催が著しく困難であると判断される場合は、書面議決をもって総会開催と認める。議決は出席者もしくは書面決議の過半数をもって決する。

第15条 定期総会は毎年度はじめ、または出来るだけ早くに1回、臨時総会は理事会が必要と認め、または、会員の1/3以上の要求があった時に開催する。

第16条 総会は次のことを決める。

- (1) この会の事業方針
- (2) 予算の議決、決算の承認
- (3) 会長、副会長、監事の承認
- (4) 規約の変更又は廃止
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと

第17条 1 理事会は理事および会長、副会長、校長、教頭をもって構成し次の事項を議決する。

- (1) 本会事業の具体的計画
- (2) 他団体との連絡提携、交渉
- (3) 総会に提出すべき諸事項の原案審議
- (4) 各部会の連絡調整
- (5) その他この会の目的遂行上必要な事項

2 理事会は会長が必要と認めたとき又は構成員の1/3以上の要求があったとき会長が招集する。

3 理事会の議事は出席者の過半数で決する。

## 第7章 部 会

第18条 本会の事業遂行のため次の部会をおく。各部会は学級ならびに地区から選出された委員で構成する。委員はカウント制とし、1子につき複数回の任期を務めるものとする。

- (1) 広報部
- (2) 文化部
- (3) 保健体育部
- (4) 生活指導部

## 第8章 会 計

第19条 この会の経費は会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第20条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 附 則

- (1) この会の運営に必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて理事会の議決を経てきめる。
- (2) この規約は昭和50年5月22日改定実施する。
- (3) この規約は昭和60年5月1日改定実施する。
- (4) この規約は平成2年5月1日改定実施する。
- (5) この規約は平成4年4月18日改定実施する。
- (6) この規約は平成8年4月26日改定実施する。
- (7) この規約は平成11年4月23日改定実施する。
- (8) この規約は平成13年4月20日改定実施する。
- (9) この規約は平成16年4月17日改定実施する。
- (10) この規約は平成17年4月24日改訂実施する。
- (11) この規約は平成18年4月23日改定実施する。
- (12) この規約は平成19年4月28日改定実施する。
- (13) この規約は平成20年4月26日改定実施する。
- (14) この規約は平成23年4月30日改定実施する。
- (15) この規約は平成27年5月9日改定実施する。
- (16) この規約は令和1年11月14日改定実施する。
- (17) この規約は令和2年4月改定実施する。
- (18) この規約は令和3年4月改定実施する。

## 細 則

- (1) 理事会には庶務、会計、監事も出席する。(第17条)
- (2) 選考委員会は各学年団長、各専門部長、学校長、教頭で構成し、総会前に委員会を開催し、役員の選考にあたる。(第8条)
- (3) 各部部长は、専門部会によって互選される。(第8条)
- (4) 専門部の任務は以下の通り。(第18条)
  - 広 報 部・・・新聞の発行
  - 文 化 部・・・親子読書感想文集の発行、校舎並びに施設の改善充実等
  - 保健体育部・・・児童の健康増進をはかるとともに、会員の体力向上と親睦
  - 生活指導部・・・校外における児童の生活指導と安全指導等
- (5) 生活指導部は各地区より選出された委員で構成し、他の部は各学級から選出された委員で構成する。
- (6) 学級(学年)PTAは各学級(学年)ごとに組織し、児童の健全育成並びに諸問題について研究協議する。
- (7) PTA顧問は会長1年以上、あるいは副会長2年以上を原則とする。(第12条)
- (8) 本部役員も部会委員のカウントに含める。  
また、子ども会育成連絡協議会本部役員もカウントに含める。
- (9) 家庭教育学級役員および特別支援学級の手をつなぐ育成会学級理事、ブロック長、部長もカウントに含める。

# P T A 組 織 図

